

第 3 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

11 月 7 日

平成24年第3回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成24年11月7日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成24年11月7日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成24年11月7日 午後3時32分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	7 番	宮 里 祐 司	1 番	大 城 晃
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美
	教 育 長	欠 席	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	大 城 直 人		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成24年第3回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成24年11月7日午後1時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明について（議案第48号～議案第52号まで）
4	議 案 第 4 8 号	専決処分の承認について（平成24年度座間味村一般会計補正予算）
5	議 案 第 4 9 号	専決処分の承認について（平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算）
6	議 案 第 5 0 号	座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
7	議 案 第 5 1 号	財産の取得について（クイーンざまみ3）
8	議 案 第 5 2 号	指定管理者の指定について（座間味村くじらの里ふれあい広場施設）
9	発 議 第 9 号	米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書について
10	発 議 第 1 0 号	米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議について
11	発 議 第 1 1 号	「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成24年第3回座間味村議会臨時会を開会いたします。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 宮里祐司議員及び1番 大城晃議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．議案第48号 専決処分の承認についてから議案第52号 指定管理者の指定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしく願います。それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案の詳細につきましては、午前中の全協で御説明申し上げたとおりでございますので提案理由のほう等を述べさせていただいて説明にかえさせていただきます。

議案第48号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第6号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成24年10月25日
- 4 専決処分の理由 航路事業特別会計において、高速船クイーンざまみ3の購入にかかる本体価格については当初予算計上済みであったが、平成24年10月22日の協議において未計上の消費税等が生じることが判明した。

一方、支払期日は11月初旬としていることから、議会を招集する時間的に余裕がないことから、専決処分した。

平成24年11月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年度座間味村一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年10月25日

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,688,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年10月25日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 越 金		65,088	2,204	67,292
	1 繰 越 金	65,088	2,204	67,292
歳 入 合 計		1,686,661	2,204	1,688,865

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 諸 支 出 金		89,785	2,204	91,989
	2 公 営 企 業 費	89,779	2,204	91,983
歳 出 合 計		1,686,661	2,204	1,688,865

議案第49号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成24年10月25日
- 4 専決処分の理由 高速船クイーンざまみ3の購入について、本体価格については当初予算計上済みであったが、平成24年10月22日の協議において未計上の消費税等が生じることが判明した。
一方、支払期日は11月初旬としていることから、議会を招集する時間的に余裕がないことから、専決処分した。

平成24年11月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年10月25日

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ627,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年10月25日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		623,863	2,204	626,067
	3 営業外収益	89,780	2,204	91,984
歳入合計		625,544	2,204	627,748

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		77,399	0	77,399
	1 保険料	2,140	987	3,127
	3 船舶備船料	6,353	△987	5,366
3 財産費		44,058	2,204	46,262
	1 普通財産費	44,057	2,204	46,261
歳出合計		625,544	2,204	627,748

議案第50号

座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

座間味村乳幼児医療費助成条例（平成6年座間味村条例第8号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月7日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、これまで入院時の助成対象が6歳までだったものを15歳まで引き上げるため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

座間味村乳幼児医療費助成条例（平成6年座間味村条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児」を「こども」に改める。

第1条中「乳幼児」を「こども」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- （1）こども 本村に住所を有し、住民基本台帳に登録された満15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者
- （2）保護者 親権を行う者、後見人その他の者でこどもを現に監護する者
- （3）医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （4）医療費 医療保険各法に規定による療養の給付、療養費、家族療養費、特定療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家庭訪問看護療養費
- （5）一部負担金 こどもに係る医療費のうち、医療保険各法の規定により負担すべき額

第3条中「乳幼児」を「こども」に改める。

第4条中「乳幼児」を「こども」に、「対象乳幼児の幼児のうち」を「こどものうち」に、「6歳」を「15歳」に改める。

第5条、第6条、第7条及び第8条中「乳幼児」を「こども」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

財産の取得について

クイーンざまみ3を次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 クイーンざまみ3（主機関及び補助機関を除く）
- 2 屯 数 168屯
- 3 契約金額 44,053,500円（消費税 金2,202,675円は別途）
- 4 契約の相手方 那覇市泊3丁目1番地8
沖縄県離島海運振興株式会社 代表取締役社長 町田宗徳

平成24年11月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

クイーンざまみ3の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第52号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 座間味村くじらの里ふれあい広場施設
- 2 指定管理者となる団体 沖縄県島尻郡座間味村字座間味95番地
一般社団法人 座間味村観光協会
- 3 指定の期間 平成24年12月1日から平成27年11月30日まで

平成24年11月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提案議案の説明を終わります。

日程第4．議案第48号 専決処分の承認について（平成24年度座間味村一般会計補正予算）を議題といたします。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

午前中の全員協議会で説明を受けましたが、一般的にそういった購入に当たった場合については当初から消費税はつくものと考えられますが、こういった補正予算でこういった形で補正予算、文書によると生じることが判明したということが書いてあるんですけど、それについての細かい説明、経緯についてお話をえま

すか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質疑にお答えします。当初予算で消費税を入れなかった理由ですけど、当初は消費税込みということで見込んで予算計上したもので、去った10月22日にそれが発覚して、消費税は一括交付金になじまないということがあったものですから、急遽、今回提案している理由でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

2点。消費税は一括交付金の対象外だということでしょうか。それともう1点、当初、消費税込みだということをやったのは、本体価格の勘違いなのか、それともこの買い取り価格から消費税を含んだものかどうかは、これから引くのかということですね。結局、本体価格に消費税込みだったんだけど実際は組まれていなかったという単純なことなのかということと、この消費税については一括交付金の対象外なのか、2点です。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは前段の消費税の件についてお答えしますが、対象外とは言っていないんですよ。それでは県の要綱を読み上げます。交付申請の際、第2項ですね。前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。公営企業課は特会で消費税を納入する事業所になっているものですから、その段階で仕入れと控除の精査ができませんので、その原則に従って、除いてということになります。なじまないというのはそういう情報に基づいて入れなかった。しかし御指摘のようですね、全協で御指摘のあったように本来なら所要の経費を計上するというのは予算の原則からはちょっとイレギュラーだったということです。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

予算の関係で直接はあれですけど、民主党政権で地方交付税の支払延長が出ているんですけど、こじつけですけど、それについて座間味村にどういう影響が出るのか、対策はされているのか、この機会でちょっと状況を聞かせてもらえないでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今、自治の問題もいろいろマスコミに騒がれていますが、私どものほうは1億7,000万円程度の交付税がおくれている状況にあります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

特段、支障はないということで。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

交付税がおくれているからでもなくですね、普段から大変厳しい財政運営をしております。会計のほうでもいろいろ借り入れるのに大変な状況で、それがおくれているから借り入れという、直結ではないんですが慢性的に借り入れの状況であることは間違いありません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

これは一括交付金との絡みはないですよ。赤字国債発行不安ですよ。今回、交付税の期間延長が出てふくれますよね、ですよ。その影響と交付税、一括交付金の話とはまた別次元の話。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず第三次の、こういうケースもあってですね、赤字国債発行法案が遅れてですね、第三次の内定はもらったが事業の着手はストップをかけられた。そして一括交付金の概算も当初は県と国、内閣府の話ではかなり概算で払いますみたいなどころもありましたけれども、それもおくれていると。一括しておくれていると。かなり影響があるということです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

ということは、あと3カ月、ますます条件が厳しくなるということですね。年度内執行というのは。条件によっては。わかりました。以上です、私のほうはこれで…。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今の宮里議員が申し立てたのとちょっとかぶりますけれども、一括交付金がおくれるという状況になるということですが、11月2日には地方交付税が入る予定だったと思うんですが、これが延期になっているということですが、この議案第48号、議案第49号にありますように、支払期日は11月初旬としていることから議会を招集する時間的に余裕がないことから専決処分をしたとありますが、この支払については今、どうなっていますか。お答えください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

支払の期日は9日です。一応、終わって、それから、あした議会審査に報告して、その翌日。基準としてはあしたの基準で支払、あさって支払ということになると。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

毎回毎回、船舶の場合借りが多いんですけど、今、交付税がストップしているということで一般会計から

の持ち出しなどの金銭的に余裕があるのかどうかということですよ。支払できる能力があるかどうかですよ。多分また銀行から借入れになるのかなと思うんですが、これは一借りで対応するんですか、それとも余裕があってそれだけ出せることになるわけですか、その辺お答えください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問。一括で支払をする予定であります。借入れは銀行のほうから借金をして。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

金がないということは、もうしょうがない話だけど、一借りで公営企業課は一借りで前からやっていますので、公営企業課ですから、船の購入のものを一括交付金でこれから面倒をみてもらうので、今後の事業計画みたいなものもまた12月ごろからですね、要するにこの分の支払をしないで済むわけですから、本当はもっと前からのほうだったらよかったですけど、次年度の事業計画、また12月から3月までの事業計画も早く作り直してですね、収入以下に上げると考える計画をしてください。高速船の購入に関しては私どもは議会で何回も取り上げて、早くできないかということで話をしてきましたのでね、これに対しては借金してでも早くやれということしかできませんけれども、しかし、この時期につきましてですね、10月22日に協議をしたというふうになっていますけれども、これは9月の定例会までには県からの内示というのもの下りているわけですから、わかっているわけですからね。もうちょっと早くできなかったかと。ぎりぎりになってこういう協議をして、急いで専決しなければならぬというふうになるんじゃないかと、もっと仕事が終わった時点で余裕のあるような仕事のやり方ができないかということで考えます。専決ではなくて議会でちょっと議論をやりながらしていくべきではないかと思っておりますので、仕事は早目早目をお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 専決処分の承認（平成24年度座間味村一般会計補正予算）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 専決処分の承認（平成24年度座間味村一般会計補正予算）は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第49号 専決処分の承認（平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

7ページ、ちょっと質疑をやりたいと思います。そちらのほうに保険料の98万7,000円の計上があります。この保険料におきましては、やはり当初予算で普通は計上するのが本当だと思いますが、そちらのほうで来ているわけですね。それでまた次の営業費用のほうで同じく98万7,000円使用料が減っておりますが、これはどうして減になっている理由なのかですね。それから、あと1点でございますが、下の財産費であります220万4,000円で、説明のほうに一括交付金の一括と書かれているんですが、これは前は一括交付金から出せないということを書いていましたが、船舶はそこに一括と書いてあるんですが、これは本当なのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にまず、7ページの保険料について。クイーンざまみ3は現在、離海振の所有者でありまして、それに伴って保険料も向こう持ちと。うちが9日に予定している買い取り、その後は座間味村の所有ということになるものですから、当初予算でその分は、他者持ちなものですから、ここには計上してなくて、今回の専決のほうで上げています。使用料、このほうは傭船料が年間635万3,000円ですか、そのうちの9月までは半分の240万円ぐらい支払って、あとの240万円ぐらいは3月いっぱい支払う予定で計上しておりました。今回、買い上げに伴って、その38日分の傭船料が50万2,000円。その分ですけど、これは当初、最初で見積もったものですから、ちょっとその分98万7,000円というふうに減となっております。これは9日までに払うものに伴うもので減ということになっております。

次、船舶取得費の説明のほうに一括となっておりますけど、これは大変申しわけないです。ミスプリントでございます。すみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今の公営企業課長の話でも、はっきりはわからないんですけども、私の質疑はこれで終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問、先ほどの件訂正しておわびしたいと思います。一括入れるということがございます。大変申しわけございませんでした。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 専決処分の承認について（平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 専決処分の承認について（平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算）は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第50号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

議案第50号でございますけれども、大変すばらしくいい案だと思っております。6歳までを15歳に上げということは非常に住民からも非常に喜ばれるものだと思います。これにつきまして、今までに事例が何件あるかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

今のところですね、事例はございませんで、4歳から就学前までの以前のものに関しても入院のみの対象者ですので、今回は92名が対象者に加わりますが、今のところ事例はございません。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

はい、わかりました。これで終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第50号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第51号 財産の取得についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

議案第51号 財産取得に関してですけれども、契約金額がですね4,405万3,500円ということになっておりますが、先ほど議案第49号です、船舶の取得費の中で220万4,000円の消費税を入れておりますけれども、これは合計額が4,625万8,000円になっていきますよね。この金額は、これはそのままでもいいものなのかどうか。この補正後の金額を書いて、内消費税幾らとか書かないといけないのではないかと思うんですが、これはこのままの金額でよろしいですか。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質問、契約金額4,405万3,500円はそのとおりでいいと思います。これは消費税抜きの額となっております。

○ 議長(中村秀克)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

船を買うときに、相手には消費税込みでお金を払わないといけないでしょう。消費税込みで。消費税は払わなくていいわけですか。これは今、消費税は入っていないですよ、この金額には。入っていませんよね。ということは、相手と契約するときに消費税は払わなくていいんですかということなんです。さっきは220万円をせっかく補正を組んで取得金額は4,625万8,000円とオーケーしたのに、これを入れなくて、この契約金額をこれだけにしているということは、消費税は税務署にうちが勝手に持って行って払うんですか。違いますよね。消費税は相手が国税に申告するわけでしょう。相手は消費税は抜きでいいですよとなっているわけですか。消費税はいりませんということになっているんですか、この辺、間違っていないですかと私は言っていますけれども、いいですか。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質問、計画の中に、この4,405万3,000円あって、括弧書きして消費税は別途というふうに定められていますので、その金額を措置金額として4,405万3,500円と総計金額をうたっております。

○ 議長(中村秀克)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

あのね、契約書でどううたおうがいいわけですよ。私たちがオーケーするのは4,405万3,500円をオーケーするわけですよ。じゃあ、あとの120万円はオーケーしないですよ。それでもいいんですかと

ということなんです。相手に消費税をどうやって払うんですかということなんです。こんな金額を、これだけで契約しますがいいですかということで議会に諮ってもらわないと、本体価格だけやりました、消費税は契約しませんでは通らないんじゃないですかということなんです。私が言っているのは、だから4,625万8,000円と書いてね、その中で227万円の消費税ですというふうに書いてやったほうが本当は正しくないですかということなんです。これ消費税は払いませんよ相手にはと言っている、これは。その前には消費税は払っていいですかと専決、オーケーもらっておいて、契約の承認をもらうときには消費税は払いませんよと、こんなばかな議会の進め方がありますか。議案の提出、これはおかしいですよ。この数字は、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

契約金額のほうですけども、4,405万3,500円。これは消費税抜きでありまして、括弧書きして消費税が220万2,675円となっています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

やっと何か話が通じるようになりました。要するに議案第49号で議決してあります消費税分の数字を足すということで括弧書きをして提出するということによろしいわけですね。これにつきましては以上です。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第52号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

議案第52号 指定管理者の指定について、少し伺いたいと思います。提案理由の中に公の施設について指定管理者の指定をするには議会の議決を必要とするところがありますが、私の解釈では指定管理者は、いわゆる公募をして審査に付して、その後に審査の結果どこどこに決まったということで議会の議決を求めるのが通例だと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○ 議長 (中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮村英美)

お答えします。まず、くじらの里ふれあい広場施設の管理者指定についてということで、まず村には設置条例があります。これは座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例、それから同じく管理に関する条例施行規則、それから座間味村くじらの里ふれあい広場施設指定者管理審査委員会の組織及び運営に関する要綱というふうに3つの条例がありますが、大城議員の御指摘のとおり、この3つの条例においては指定管理者を選定する際は公募をして村職員による委員会での審査をするという条例があります。ただし、これとは別にですね、指定管理者指定手続条例というのがあります。この中で公募することを原則としているが、第4条第2項において村長は村が出資している法人等を選定することができるということになっておりますが、まず、この第4条第2項についてなんですが、これはどういう条文かと言うと、まず1番目に、前条に規定する申請がなかったとき。それから同条の規定による申請を行なった団体のいずれもが前項、各号に掲げる基準を満たさなかったとき。また、公の施設の管理運営上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。4番目に、その他合理的な理由があるときというふうにあります。本村が出資している法人または公共団体、もしくは公共団体を指定管理者として選定することができる。この場合においては村長が当該団体との協議、前条の規定により規則で定める書類の審査等により前項、各号に掲げる基準に照らして総合的な判断を行わなければならないとありますが、この場合において、その他合理的な理由があるときは本村が出資している法人、いわゆる観光協会を指定管理者と選定することができるということですね。じゃあ、合理的な理由とはどういうものか。まず1番目にですね、この座間味村観光協会は当初から当該施設を指定する指定管理者とする予定で設置されたものであるということと、現在、当該施設は村直営で村出身も含めて3名の非常勤で勤務をしている方がいます。仮に公募した場合に、雇用が継続しないおそれがあるということと、それから村単独予算による非常勤の人件費が指定管理者委託料として一括交付金によって使用できますので、村財政へも経費節減となるということと、それから観光協会の事業推進と当該施設の一体性が図られるということで、これからの村観光の振興が期待できるのではないかと、そういう理由で合理的な理由に当てはまるんじゃないかなと思います。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

今の説明の合理的な理由というのが、こじつけに聞こえるんですけども、その前提としてはまずは公募じゃないですか。公募がなかった場合、そして公募に付された事業者の基準が満たされなかった場合、その場合、場合の最終段階に合理的な理由というのがあるんですよ。だから、その所定の手続をとったのかどうか、本当に公募してですね、応募する団体がなかったのかどうか。さかのぼれば阿真が地縁団体として阿真自治会を、正式名称はわからないですけども、地縁団体の登録を村も許可していただいていると思います。その向こうの狙いは地主である地縁団体として登録し、そこを公の施設としてですよ、そのくじらの里を管理するというのが大きな狙いだったと思うんです。そういったところにも声をかけたのかどうか、地主とし

ての地縁団体に。ましてや区長さんに相談したのかどうかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

公募に関してはしていないと思います。協会としては指定申請書を11月5日に提出したところですが、応募には公募はしていないと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

公募していないというのはわかります。なぜ公募しなかったのかをこれから聞くんですけども、その前に地縁団体であるその地主及び地縁団体である阿真の人たちと、そういった交渉はしてあるのか。地縁団体の目的がくじらの里をいずれ指定管理者として、公募があったときに手を挙げるような構えだったと思うんですよ、それがそういった相談をしたのかどうか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

阿真区とはそういう相談はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ないがしろにはできないと思うんですけども、地主ですよ。地縁団体が半分は土地を持っているんですよ、くじらの里。それぞれ個人のもあるんですけども、それはないがしろにはできないと思います。さっきの話に戻ります。これは応募の対象に21・ざまみも入ると思うんですけども、そういった公募をすれば21・ざまみが手を挙げるから、それが嫌で公募をしていないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

そういうことはありません。あくまでも条例にのっとって村長が合理的な運営である法人であれば指定できるということ、これにのっとって今回、観光協会として申請をさせていただきました。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

原則論、公募なんですよ。公募がなかった場合、この場合が続きますけれども、そして公募したその事業者の資格が満たされなかった場合、そして合理的な理由がある場合というのがあるんですよ。だから、前提は公募。いつ告知されたんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

先ほども言いましたけれども、公募は行っておりません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

この議案第52号の指定管理者の指定については、公募した結果、業者を選定し、そういった経緯を踏んで議案というか提案してほしいと思います。これで私の質疑は終わります。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮里清之助議員。

○ 6 番（宮里清之助議員）

ちょっと関連しますが、今の答弁の中で合理的な理由で村が出資した…、ということは出資されているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

協会に出資しているかという、これは協会運営に当たってですね、村から一括交付金として補助金として流しますので。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮里清之助議員。

○ 6 番（宮里清之助議員）

一括交付金は出資金ではないですよ。出資しているという合理的な理由に基づいて選定できるというけど出資は、一括での出資はないと思います。それと、であるならば、その前にもう1つ。今回、一括交付金を予算で我々は2,000万円認めましたけれども、その中で将来、指定管理者業務をするという話は一度も聞いたことがありません。2,000万円の予算の内訳を聞いたときに全部人件費ですかと言ったら、違いますと。じゃあ、残りについてはいろいろな事業の予算かなと思っていましたよ。ところがそうじゃなく、今回初めて観光協会の資料を初めて目にしました。はっきり言って、皆さんは仕事をやっていませんけど、観光協会についてはやぶから棒に出てきて、指定管理者だと。何者なのかわかりません。どういった人格を持って、どういった意思決定をしてやるかわからないところに指定管理者を、いろいろ過去にもいろいろ問題があつて採算もとれない、阿真地区の大きな面積を預けるということに対して非常に驚いています。観光協会については観光案内所、これにおける母体じゃないからということで、いろいろもめてきた。そのあり方の過去についてもいろいろな問題があったということも過去にさんざん議会でやっています。そういった緊急避難的なことで今回はそういった形で私は認めたという理解を私はしています。要するに便利な外部団体としてこんな指定管理者、そういった形で逆に言えばこういった形でやぶから棒にやられてしまうと、観光協会はどんなに膨れ上がるのかと恐怖すら感じます。なので十分な地域理解と我々についても十分なコンセンサスを持ってやっていただかなければ、非常にびっくりしています、これ。この2点。これで終わりますけれども、その点について。それと設立総会というのがされたという話も聞いていないし案内もありません。そういったところを我々議会にそういった形で合理的な理由だということで、公募もせずにその妥当性を主張されるということについては非常に疑問を感じていますが、確認します。指定管理者をやる目的であるということをお答えされていますか、過去に。この観光協会について。私は記憶にありません。出資金の件もお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

指定管理者を受託するという話につきましては、前回ですか、議員の先生方には事業計画書を提示して説明した記憶があるんですけども、その中で当初の事業計画の中でですね、観光レクリエーション施設等の管理運営業務の受託事業をやるということで説明はしましたが、それとあと住民がこれをわからないというお話があったんですが、これについては実は座間味ダイビング協会、それから阿嘉・慶留間ダイビング協会につきましては会費等の絡みがありましたので、こちらから行ってですね、理事会で行ってそういう話す機会をつくってもらって観光協会の事業について、予算について、それからできましたという報告と管理運営についての話はしましたが、確かに今おっしゃるように住民に対しては、事業主に対しては案内書は、できましたという案内はしましたが、住民については今、観光協会でどういうメリットがあるのか、それを今整理しているところで、それができ次第パンフレットにして村民の皆さんにはお配りしたいと、今は考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

たくさんいろいろあるものですから、先ほど事業計画がありますと言ったけれども、これはちょっと確認してですね、私はあくまでも観光案内所の件というふうにしかとらえていませんでした。最初からそういう話があるのであれば、一括交付金の2,000万円についても、あんなにすんなり通ったかどうかというのも疑問に思っています。皆さんが今回、一括交付金で予算に煩雑さがあるって、そういったことである程度予算については承認してきた経緯があるんですよ。今回の、個人的にですけども、こういった流れについては非常に不意打ちを食らったというふうな印象を持っています。非常に気分が悪いですね。本当に皆さんは形どおりこういったふうに役員の履歴等をやってきていますが、事業者はやったかもしれないが我々議会にはほとんど説明がないですよ、この中身について。予算についてはあるけれども、こういった組織なのか。要するに意思決定はどうなっていくのか、事業は何をするのか、あくまでも救済的な措置で観光案内所の件でということをやったはずが、後からこういった形で指定管理者も入っていますよと言われてしまったら、21・ざまみの設立とどうしてもかぶってしまうんですね。21・ざまみはなぜあんなったかと、目的はよかったですよ。趣旨もよかったですよ。行政と第三セクターの人格が分離できなかったことですよ。お互いに指導もできなくて、実際、まさにそのときの設立とどうしてもダブってしまうんです。さらに悪ことは、あそこは株主も集めてちゃんとやっていました。今回は一切なし。設立総会もしていない。ちゃんとした組織実態を持って2年後、3年後の実績を持ってそれをやりますだったらまだわかります。まだ走り出してもない、設立総会とかもしていないところに、なぜ行政はこういう指定管理ができるのか。非常に失礼な話だと私は思いますよ、これ。それとですね、どうしてもこういった事業内容、設立、趣旨、目的からすると、じゃあ21・ざまみをどうするのかとの話はどうしても避けて通れない。だから、そこら辺も含めて整備をどうしていくのかという話はどうしても避けては通れないんですよ。その中で、予算の中でアイランドからの委託金100万円とあるんですけども、突飛に出てきているんですね、予算書の中。観光協会の。これについても整理が必要だと思うんですけども、これは21・ざまみの事業ですよ。21・ざまみからこれは可能な委託契約なんですか。これ委託金となっていますよね、年間会費。アイランダーズネットワークのこの100万円とあるんですけども、こういったお金なのか。それと今までこういった管理をされてきたのか教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

アイランダーズにつきましては、これは当初、21・ざまみさんが事業実施していたわけですが、途中で観光協会、観光案内所のほうで業務をしていますので、そこに全部通帳も移しまして、現在、通帳のほうには金はあるんですけど、これは動きは全くありません。設立した、アイランダーズが立ち上がった年度からずっと通帳にはお金がたまっていつている状況で、今は2つの銀行の通帳にお金がありますが、これを今、じゃあどこが管理をするかということになると、現在、今これを窓口で受けているところがありません。それで、金の動かしようがない状況ですけど、これをぜひ協会です、これは予算書の中では委託金と書いてありますけど、実際は観光協会の事業としてやっていきたいと思っていますので、この予算書の中では事業の部分に項目は移して、管理はもう観光協会のほうでできればやっていきたいなというふうに思っています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今、ここに100万円と上がっていますが、この管理者はだれなんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

すみません、多分、当時は総務企画のほうでやっていたので、その長い経緯から言いますと、基本的には通産省の補助事業を活用したプログラムをつくってですね、それを21・ざまみに自主事業としてさせていた。そのもの自体は村がプログラムを開発して村のものです。紆余曲折あって21・ざまみにさせていたり、そして観光協会にもさせた商工会、厳密に言うと村の開発した、補助事業を受けて開発したプログラムですので、形式的には委託費になっていますが、委託料になっていますが、やはりこの形式を重視してですね、委託料で100万円管理をしてもらうということにしています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今のは間違いはないですか。これはじゃあ、村が主体なんですね。事業のですね。この事業は村が主体では受けられない事業だったんじゃないですか。21・ざまみという行政以外の組織に対しての村を通しての事業じゃないんですか。これをはっきりさせてもらえないですか。村が主体となることはあり得ないと私は思っていたんですけど、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

当時担当した係長からも、通産省の事業で自主事業として21・ざまみにさせていましたという形です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

ですから事業主体はどこですかという話なんです。事業主体は21・ざまみじゃないんですか。役場ですか。役場でやったらこの事業はとれないはずですよ。過去に21・ざまみと行政とのなれ合いとか、いろいろなことがあって問題があって透明性がなかった。私も責めました。その結果なんだけれども、だからといって犯罪者に人権はないみたいな形ではだめですからね、ちゃんとした、犯罪者じゃないけれども、言

葉は後で訂正してください。ちゃんとした根拠に基づいてアイランダーズのお金というのは21・ざまみのものですよね。ところが力関係か何かでうやむやになって、総務課の管理になっているんだけど、総務課が管理する金ではないはずなんですよ。21・ざまみを擁護しているわけじゃないですよ。これがなあなあになって勝手に観光協会のものになっていくと、これはおかしいし逆にこの数年間の宙に浮いたお金は何だったのかという話になってくるし、へたすると裏口座かと言われても仕方がない。急にまた降ってわいてきた、言葉は後でまずければ直してください。ここで経理をちゃんとしていかないと、なあなあで結局いい、狭い世界でやっていくというやり方では、非常に問題があると思いますね。今回、もう1点、観光協会の会長が村長になっていますね。それは21・ざまみもそうだったんだけど、ちゃんと人格を分けて客観性を出すために村長が会長になるのはどうなのかなと。確かに村長になったほうが組織というのは便利です。村長の信用と行政の信用と自分なんかでやろうとする。いいんだけど、逆に言えばこれが問題になっているいろいろなことが起きたという過去の歴史もあるわけだから、ちゃんと観光協会を育てるのであれば、ちゃんと趣旨はいいんだから、ちゃんと独り立ちするような組織にして人格を持って自分たちで意思決定した段階で役場が助成していくんだったらわかりますけどね。下手するとトンネル合戦になりかねない。意思決定が見えない。組織を維持するために、また地域の競合、疲弊と言っているから競合が起こる可能性がある。あと急かもしれないけど21・ざまみと同じじゃないかと非常に心配になっています。そういった誤解もあるから、急いでそういったことをやる必要はないんじゃないかと私は思っていますけどね。とにかく、この件については時期尚早だということと、21・ざまみの3セクについての整理、いろいろなことをしながらアイランダーのこともしながら並行してやらないと、非常に問題があると思います。私の質疑はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

質疑に入る前に、きょう私どもは議会事務局が来て、初めて議案書を見たんですが、なぜこれがおくれているのか。この指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定によりとあるんですが、これを調べられないようにするためだったのか、その辺をちょっと答えてもらっていいですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今回ですね、大変厳しい日程の中で差し替え、いろいろある中で議案の配付日程が通常皆さんにお約束している1週間前とか、そういうところで守られなかったのは大変深くおわび申し上げます。今後気をつけてですね、そういう意図は全然ございません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だんだん性善説から性悪説に変わっていきそうな感じを自分は持っています。変わっていきそうな感じがして怖いです。だんだん何かないがしろにされて、この議会がね。ないがしろにされてきているから余計腹が立つな。先ほど244条の第何項になっているかわかりませんが、大城議員から質疑がありましたように、村が出資している法人に対してという話がありましたけれども、確かに宮里議員が言うように、これは出資ではありませんよね。拠出金なんですよね。出資金ではないはずですよ。前回の産業振興課長の答弁では拠出金ですから、これは交付できますという話だったんですよ。出資ではないと。かぶりますけど、2

1・ざまみが出資している株主がいるということで、何で株主を損させたまま、ほとんどマイナスのようなことをするかと私は発言したんですがね。今度は公募もしない、見せないでひそかにやるという、わけのわからない手段を使っていますけれども、絶対にそれはまずい話ではないですかね。それとですね、資料、やはりこういう管理指定をする場合はお2人とも話してましたけれども、この会社はどのような会社でどのような事業をやっているかということ添えて、手続を経た段階で議会で提出して審査というか、審査の結果こうなりましたという報告があつて、それから指定にこぎつけるものではないかなと私は思うんですが、書類としては1枚ですか。1枚ですか。提供の管理指定についてということでありましたけれども、出しなさいと言ったら、設立の内容といますか履歴事項全部証明書とかね、そういうのが出てきています。けれども、おかしいことがさつきからあるんですけど、第52号 指定管理者となる団体、島尻郡座間味村字座間味109番地 一般社団法人 座間味村観光協会とありますが、これに間違いはないですね。どうですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

すみません、この中でですね今の住所なんですけど109番地と書いてあるんですが、事務所はですね、大変申しわけありませんが95番地の総合センターになりますので、登記もそうです。ここは大変申しわけないんですが95番地に修正したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

役場もなれ合いになっているというのがよくわかりますね。もう1つありますけど、座間味村観光協会予算の案とあるんですが、これは役場で作りましたよね。これは一般企業でですね、歳入歳出というのがあったかなと思って今、疑問に感じています。普通だったら収入と、収入の部、支出の部とあるんですが、これは歳入の部、歳出の部になっているんですが、この法人はそういう予算の作り方ですか。それと、普通企業だったら複式簿記になって貸借対照表等もあるんですけど、全くそういうのが見られないんですけども、これはこれでもう通すと。こういうものであるということは、ちゃんとした事業計画のできない会社ということになりますよね。こんな適当な会社だというのはおかしいと思いますけれども。あと、この計画書の中にあれがあるんですよ、人件費等が。これ臨時任用職員6名と常勤。嘱託職員1名と、臨時賃金職員の非常勤が1名、緊急臨時職員、緊急日雇い3名というふうになっているんですが、これは正職員というのはいないということになりますよね。正職員はいない。正職員がいないところの会社というのは、だれがどう責任を持ってやるんですか。臨時職員ばかりの会社と何をどう契約して指定管理をさせるつもりなんですか。それとも、ここに役員に関する事項、履歴事項全部証明書の中にありますけれども、この人たちが責任を持って管理運営するんですか、だれがやるんですか。臨時職員にはその責任はありませんでしょう。せめてこの役員の中から常勤者がいなければいけないわけですよ。無償の人が、無償で常勤の人がいないといけないわけですよ。この人件費から見ますとね。先ほども出ましたけれども、村長が向こうで座っておきますか。そうはいかないでしょう。こんなでたらめな事業計画を出してきているところと管理指定しますよと、契約しますよというのは、これはおかしい話です。アルバイトとなりますからね、臨時職員は大体半年ですよ。どう責任持つんですか。何か不正があったときには、何かを決断しなければいけないようなときにはだれが決断するんですか。こんなもので指定管理できますか、契約が。事業はあれもできるこれもできるを書いてあります、確かに。ところが、これは本当にそういう職員で責任を持たせてやることができるのかどうか、それを考えてまでこれを持ってきたのかどうか、その辺をちょっと聞きたい。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず、おっしゃるとおり現在、観光協会には正職員がいない状況で、来年の3月までは私たちがこれまで産業振興課で観光関係に携わってきましたので、事務局として職員の指導もしながらですね、3月までは私たちが一緒にこの業務を進めていきます。それで4月1日から、今は予定なんですけど役場職員を正職員といいますか出向させて、それで責任を持って業務を進めていくというふうに今、予定しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

役場職員を出向させるということでありますけれども、じゃあ、ここにそれがないというのはどういうことですか。これは3月までのあれだからいいけど、普通は年間を通してやらないと、これを設立するためだけのものでしょう、これは。3月以降ですよ、管理させるのは。指定管理を契約予定してるのは。4月以降に契約を考えているこれを3月までで終わりという事業計画を持ってきてどうするんですか。こんなばかな話はないですよ。それと出向と言いますけれども、どのクラスの人が何名出向されるのか、それを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、いろいろなことを部局内でも議論はしていますが、やはり人が管理できるクラスが必要だろうと。それなりの係長補佐級とか、通常業務には1名かなと思っていますが、これからまた事業費を詰めていって、いろいろな一括交付金の平成25年度当初予算も見ながらですね、事業費に見合った人員が必要であれば検討しますが、今のところは係長級または補佐級、それで1名の方を派遣するという構想で、まだ決定はしていません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、構想で係長級、係長補佐級を1名と言っておりますが、決定はしていないと。決定もしていないところの会社、ちゃんとした会社じゃないところに何で指定管理がさせられるかということなんですよ。これは産業振興課長、そういうものを上げる場合には、こういうものの決定を総務課及び村長から確約をとっておいてやらないとおかしいんじゃないですか。だって、先ほどあなたは大城議員に、いや、正当な理由があるからやるんだと言うけれども、これは正当な理由は何一つないですよ、これ。会社にだれがいるかわからない、事務所の住所は間違えてくる、そういう委託契約は何をするんだとか、そういうのはつきりしないまま指定管理をお願いしますと、契約してよろしいですかと、ノーですよこれは。上げること自体、そういうものが何も揃っていない、はっきり言って。それに、出向させると言っていますけれども、座間味村の職員はそんなに余裕のある数ですか。私は今でも仕事は全然できていないと思うんですけど。例えば産業振興課、プロがいるんですか、指導しながらといいますけど。これについてプロがいるんですか、観光関係の。本当に私はどこに行っても負けないよという人がいるんですか。それならお願いしますよ。食害対策を。食害対策は職員がいないからできないわけでしょう。自分たちもわからないようなところに職員を派遣するんじゃないくて、現実も見ながら仕事はしてくださいよ。これ、はっきり言いますよ。私は以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

職員が2人出向するという話も初耳なんですけれども、構想という話も初耳です。最初から年度当初からそういった話をしていただいて、観光協会もあってそういった形でやるという政策的なものの尾ひれまで全部話していただければ結果はどうだったかわからないけれども、この中に既成事実をつくり上げていくというのはどうなのか。今の質問の中から出てきたものですからね。職員が2人出向するんだったら観光課をつくったほうが早いじゃないですか。外部団体で。アルバイトでやるより。それで、直営で観光案内場を委託事業でやったほうが簡単じゃないですか。なぜ遠回しに職員も少ない中で、もともと観光課というのはもともと地域からニーズがあった話ですね、四、五年前から。こんな遠回しなやり方をするというのは、これも本当に初耳です。それと先ほどのいろいろな余りにも突飛な話が出てかっかしてしゃべりすぎたんですけども、私の質問の答えが出てなくて、アイランダーズ事業から100万円の金とか、今、過去のお金が幾らたまっているか書いてもらってないですよ。これはだれのお金でどういった性質のお金なのか明確に。きょう教えてもらえますか。これで、この管理でいいのかどうなのか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。アイランダーズネットワーク、現在、通帳のほうには約280万円の金額があります。これについては現在、どこが管理するのかというはっきりしない部分がありますので、整備できるまでは村のほうでこれを預かって管理していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

アイランダーズネットワーク事業はいい事業ですので、ちゃんとした方で事業を再構築していただいて、安易にそういった管理とかそういうのをやらないようによろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

座間味村の観光協会ができたということで座間味村の観光振興に非常に寄与するものだど期待をいたしているところでございますけれども、先ほどこの議題の議案第52号、今の指定管理者、これができるかできないか、やるかやらないかが問題でございます。今さっき大城議員が言ったように、やはり村としましては、いろいろやるには公募しなければいけないですね。その公募をやるのかやらないのかですね、これはなぜかと言いますと、やはり不信感を抱かれたら、余りにもあらゆる運営ができないんじゃないかと思っているわけでございます。だから、これはですね、できるかできないかですね、そして今、これが一応皆さんの答弁がありましたらですね、これができるできない、またはやります、やらない。これがもしできた場合にはや

はり役所で決めることはできないですから、やはりそこには審議会で何名か集めてやる方法とか、これもあ
ると思うんですよ。だから、こういった肝心なものは、やはり公募したほうが私はスムーズにいくと思いま
す。だから今、10月1日から観光協会の予算の執行みたいなことをやっているんですけども、まだまだ
中身というのはまだ何もわからないわけですね。把握も何もやっていませんから。これは後でですね、やは
り皆が暇なときにまた集まってですね、これは審議をやったほうが私はいいいんじゃないかと思いま
す。だから、きょうはその管理者の指定についてですね、今後どのようにやるのかですね、これを聞きたいと思いま
す。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず、くじらの里、今後どうしていくかということなんですが、これまで、まずキャンプ場の案内につい
て観光案内所、それから役場、あるいはキャンプ場と窓口が別々になっていました。それで、お客さんが
ちょっとわかりにくいというのがありましたので、まずこの窓口を一本化にして、そういう予約を受けるこ
とによって利用者が非常に便利になるんじゃないかなと。あと一つには業務もですね、受入業務もスム
ーズにいくのではないかなというふうに思っています。あと既存の施設の維持管理、これを本当に徹底して行
って利用者にとって大変利用しやすい環境づくり、それをしていきたいなと思っております。いずれにしても
指定管理をしていく上で、利用者からの意見等も十分に聞いてですね、改善するところは改善してやっ
ていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今、職場としましては、やはりこの案を通したいという気持ちはよくわかっております。でも、やはり住
民の皆さんがですね、今みたいにあちこちからクレームが入っていることが今、あちこちで噂があるもので
すから、やはり3つの商工会とか21・ざまみ、今、新しくできました観光協会もあるし、整合性をとりな
がらやはり皆がよくわかるようにやったほうが気持ちいいんじゃないかと、こう思っています。これはまた
皆さんがまたやるかもわからないですね。ただ、あちらも応募しないかもわからないです。けれども、や
はりあらゆる役所のいろいろな仕事というのは、やはり公募してやったほうが一番私は無難ではないか
と思っております。それで、きょうこのあれはですね、今みたいに否決とか、こんなものでやった場合には非
常に困ると思っておりますので、これを持ち越して再度やるかですね。これも皆さんの意見はどうなのか
ですね。結論をやると言ったら、どうかと思うんだったら今の皆の意見を聞いたら、多分、余り変わらないんじ
ゃないかと思うんですよ。だから、否決よりは再議に持っていったほうがいいんじゃないかと思うんです
ね。これはどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

ただいまの議案なんですけれども、指定管理者の指定についてという議案を出す場合はですね、順序が少し飛び過ぎていると思います。私の解釈では座間味村の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例において第2条では公募をする。第3条では指定者は申請をする。第3条で審査をした上に指定をする。そこで、もちろん審査をしたら議会の議決を受けて指定管理者を指定するとあります。そこまでが何か抜かれていますね、その第4条の2項、しかも申請がなかった場合とか、申請があったけれども条件が満たされなかった場合とか、そういったのも全部飛び越えて村長が合理的な理由があるときは、いわゆる本村が出資している法人または公共団体というふうなところまで、かなり飛び越して議案の提案にこぎつけているところがあるので、少し条例を軽く見たんじゃないかなと思って、私は今回の提案に反対します。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮里清之助議員。

○ 6 番（宮里清之助議員）

今回の件については反対です。観光協会のあり方、いろいろな考え方が政策的にもあると思います。私は観光協会はその現場の運営とか、そういうのには携わらないほうがいいと思っています。純粹に地域全体の観光促進、そういった形のほうがいいと思っていますので、その観光協会に1施設を運営管理させるというやり方については反対です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

私もですね、この議案第52号の指定管理者の指定についてということで、座間味村観光協会が上がってきておりますが、これは10月1日に登記されている団体ですけれども、まだ実態がつかめない会社。何がどうしてこうなったかわかりませんが、役場が上げてきた理由がわからないと、執行部が。先ほど大城議員が話されておりましたけれども、条例に基づいた手続を踏んだ上、体力のある業態、本当に観光協会が何であるかということを村民に認められるような状態になってからですね、その手続に基づいて審議された後に契約の段階で上げてこれるのがいいんじゃないかと思っておりますので、今回のこの議案に関しては私は反対いたします。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。この採決は挙手によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手少数です。したがって議案第52号 指定管理者の指定については否決されました。

日程第9. 発議第9号 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書についてを議題とします。

平成24年11月7日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員
宮里清之助
賛成者 座間味村議会議員
宮里祐司

「米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書」について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書

去る10月16日未明、沖縄本島中部において、米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海軍兵2人が、帰宅途中の女性に性的暴行を加え、けがを負わせたとして逮捕されるという極めて悪質な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

在日米海軍によると、両容疑者は補給業務を支援する通常業務のため、14日から嘉手納基地で従事し、事件の発生した16日にはグアムに移動する予定であったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女性に性的暴行を加えてけがを負わせるという蛮行に激しい憤りを覚え、断じて許すことのできない卑劣極まりない犯罪である。

復帰後の米軍構成員等による犯罪件数は、平成23年12月末時点で5,747件にも及び、本会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止を徹底するよう米軍等に強く抗議してきた。

しかし、再び事件は発生し、むしろ悪質さを増している。戦後67年が経過した今日においても、基地から派生する事件・事故等に県民がその意思に反して巻き込まれる構図が、未だ継続している過酷な状況下にあることを如実に物語っている。

また、県民の猛烈な反対運動にも関わらずオスプレイを強行配備した日米両政府へ反発が強まる中での今回の米兵による悪質な事件に対し、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、本村は、県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要望します。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪と完全な補償を行うこと。
- 2 加害者の厳正な処罰を行うこと。
- 3 米軍人・軍属等の徹底した綱紀粛正及び人権教育のあり方を根本から見直すこと。
- 4 日米両政府は、理不尽な日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理縮小・返還を促進

すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年11月7日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

発議第9号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第9号は提案理由を省略することに決定しました。
これから発議第9号 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第9号 米兵による女性暴行致傷事件に関する意見書については、
原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第10号 米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議についてを議題とします。

発議第10号

平成24年11月7日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員
大城 晃
賛成者 座間味村議会議員
金城 勝英

「米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議」について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議

去る10月16日未明、沖縄本島中部において、米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の米海

軍兵2人が、帰宅途中の女性に性的暴行を加え、けがを負わせたとして逮捕されるという極めて悪質な事件が発生し、県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

在日米海軍によると、両容疑者は補給業務を支援する通常業務のため、14日から嘉手納基地で従事し、事件の発生した16日にはグアムに移動する予定であったとのことであり、短期間の滞在中に帰宅途中の女性に性的暴行を加えてけがを負わせるという蛮行に激しい憤りを覚え、断じて許すことのできない卑劣極まりない犯罪である。

復帰後の米軍構成員等による犯罪件数は、平成23年12月末時点で5,747件にも及び、本会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止を徹底するよう米軍等に強く抗議してきた。

しかし、再び事件は発生し、むしろ悪質さを増している。戦後67年が経過した今日においても、基地から派生する事件・事故等に県民がその意思に反して巻き込まれる構図が、未だ継続している過酷な状況下にあることを如実に物語っている。

また、県民の猛烈な反対運動にも関わらずオスプレイを強行配備した日米両政府へ反発が強まる中での今回の米兵による悪質な事件に対し、県民の怒りと不信感は頂点に達している。

よって、本村は、県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

以上、決議する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪と完全な補償を行うこと。
- 2 加害者の厳正な処罰を行うこと。
- 3 米軍人・軍属等の徹底した綱紀粛正及び人権教育のあり方を根本から見直すこと。
- 4 日米両政府は、理不尽な日米地位協定の抜本的な見直しを行うとともに、基地の整理縮小・返還を促進すること。

以上、決議する。

平成24年11月7日

沖縄県座間味村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事、在沖米海軍艦隊活動司令官

発議第10号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第10号は提案理由を省略することに決定しました。
これから発議第10号 米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第10号 米兵による女性暴行致傷事件に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 発議第11号 「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議についてを議題とします。

発議第11号

平成24年11月7日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

金城善昇

賛成者 座間味村議会議員

金城弘昭

「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議

私たちの暮らす沖縄は、日本本土とは異なる言語圏を形成しており、ユネスコの世界文化遺産に指定された組踊や琉球舞踊、芝居、島唄、エイサーなどの内外に誇る独自の郷土文化を開花させてきた。これらの彩り豊かな郷土文化を支え土台となっているのが「しまくとぅば」である。

「しまくとぅば」は、県内各地の暮らしの中で語り継がれ愛着をもって使われてきたことばであり、地域の固有の文化遺産である。

しかしながら、「しまくとぅば」は、過去の標準語励行教育を通じ使用が制限された歴史があり、最近では話すことはもとより、聞くこともできない世代が増加しているため、沖縄の貴重な言語文化の喪失につながりかねないことが危惧されている。

このような中、平成18年県議会は「しまくとぅば」を次世代へ継承していくため、「しまくとぅばに関する条例」を制定、これに基づいて沖縄県は9月18日を「しまくとぅばの日」と定めた。

私たちは、本条例の趣旨に基づき、脈々と伝えられてきた伝統文化の「灯」を消さぬよう「しまくとぅば」の価値を再認識し自身と誇りをもちながら次世代へ継承していく責務があると考えます。

よって本議会は「しまくとぅば」の普及促進を図る村民、県民一人一人「しまくとぅば」に親しめるようあらゆる努力をすることをここに宣言します。

以上、決議する。

平成24年11月7日

沖縄県座間味村議会

発議第11号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第11号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第11号「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第11号「しまくとうば」の普及促進に関する宣言決議については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成24年第3回座間味村議会臨時会を閉じます。

閉 会 (午後3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 祐 司

署名議員 大 城 晃